

令和3年3月12日

富山市電業協会
会長 増山 一雄 様

富 山 市 長
(公印省略)

近接して工事を発注する場合の間接工事費の調整の廃止について（ご案内）

「公共工事の品質確保の促進に関する法律」の趣旨に則り、適正な予定価格の設定を図るため、近接工事における間接工事費の調整を原則として廃止し、次のとおり運用しますので、ご案内いたします。

記

1 改正内容

近接工事（施工中の別工事と工事区域が概ね100m以内にあり、工期が重なる期間がある工事）を発注する場合の間接工事費等の調整を廃止する。

ただし、随意契約で工事を発注する場合は、間接工事費を調整する。

※地方自治法施行令第167条の2第1項第6号により随意契約を行うもののうち、現に契約履行中の工事に直接関連する契約を現に履行中の契約者以外の者に履行させることが不利である工事を対象とする。

2 適用日

令和3年4月1日以降に入札公告、指名通知等を行う工事から適用する。

(担当) 財務部契約課工事契約係
(電話) 076-443-2025

建設工事に係る分離・分割発注のガイドライン

1 目的

工事の発注にあたっては、中小企業者の受注機会の増大を図るため分離・分割発注が行なわれているが、コスト削減を図る観点からも適切な発注ロットの設定が求められており、このことから適正な分離・分割発注を行うことを目的とするために、分離・分割発注についてはこの取扱いに従うことを原則とする。ただし、工事の内容が特殊であるなど特別の事情がある場合にはこの限りではない。

2 定義

(1)分離発注

業種ごとに分けて同時発注する方法。

(例：建築工事において、建築・電気・管を分けて発注することなど)

(2)分割発注

同一業種を分けて同時発注する方法。

(例：建築工事において棟ごとに分割する、道路築造工事においていくつかの工区に分割して発注することなど)

(3)近接工事

施工中の別工事と工事区域が概ね100m以内にあり、工期が重なる期間がある工事。

3 分離・分割発注及び近接工事の設計金額算出及び入札公告・指名通知における留意事項

(1)分離・分割発注及び近接工事のいずれの場合も、工事の設計にあたっては、経費の調整を行うなどコスト高とならないよう留意し、適正な発注を行う。

(2)近接工事において既施工中の受注者に随意契約方式（特命随意契約）で発注する場合は、間接工事費（共通仮設費、現場管理費及び一般管理費）の調整を行う。

(3)土木関係の分割工事及び建築関係の分離・分割工事については、工期短縮を図る必要があることなどから、あらかじめ、一般競争入札の公告及び指名競争入札の通知において、落札業者が重複できないことを明記する。

(4)土木及び建築関係の近接工事については、既施工区域中の落札業者の入札参加を妨げない。

4 分離・分割発注の落札者の決定方法について

(1)分離発注の場合は、建設業法別表第一に掲げる工事種類の順番に、公告・入札番号を付け、番号の小さい順に落札者を決定する。

(2)分割発注の場合は、予定価格の高い工事から順番に、公告・入札番号を付け、公告・入札番号の小さい順に落札者を決定する。

(3)低入札価格調査が必要となり、その工事の落札者の決定が、次以降の公告・入

札番号の落札者の決定に影響を及ぼす場合、低入札価格調査が終了するまで、次以降の公告・入札番号の工事の落札者の決定を保留する。

5 発注ロット

(1) 建築関係工事

建築関係工事における分離・分割発注については、原則として別表1の基準による。

(2) 土木関係工事

土木関係工事における発注ロットは、原則として別表2および別表3の基準による。

6 適用時期

このガイドラインは、令和3年4月1日以降に入札公告及び指名通知を行う案件から試行する。

別表1 建築関係工事

区 分		発 注 基 準
1	分割	建築主体工事の分割発注基準
2	発注基準	電気設備工事と機械設備工事の分割発注基準
3	分離発注基準	電気設備工事と機械設備工事のいずれか一方に他方を包含して分離発注する基準
4		電気設備工事及び機械設備工事を、それぞれ単独で分離発注する基準

※3,4の基準に達しない場合は、建築主体工事に包含する。

別表2 土木関係新設工事

工事区分		工 種	発 注 基 準
1	道路	道路改良工事	300万円以上
2		道路築造工事	
3		農道整備工事	
4		電線共同溝整備工事	
5		歩道整備工事	
6	下水管	管路施設工事	1000万円以上
7		下水管布設工事	
8		管渠(雨水幹線)築造工事	
9	河川	河川改良工事	1000万円以上
10		用・排水路改良工事	300万円以上
11	交通安全施設	防護柵設置工事	300万円以上
12		反射鏡設置工事	
13		区画線設置工事	
14	舗装	舗装新設工事	300万円以上
15		舗装復旧工事	
16	造園	公園施設工事	500万円以上
17		公園整備工事	300万円以上
18	電気	道路照明灯設置工事	200万円以上
19		街灯新設工事	150万円以上
20	管	消雪パイプ設置工事	500万円以上
21	水道管	配水管布設(仮設)工事	200万円以上

別表3 土木関係補修工事

工事区分		工 種	発 注 基 準
1	道路	側溝補修工事	300万円以上
2		歩道補修工事	
3	造園	公園改良工事	300万円以上
4	電気	老朽街灯更新工事	300万円以上
5	管	消雪パイプ更新工事	300万円以上
6	しゅんせつ	河川(排水路)しゅんせつ工事	130万円以上
7	水道管	配水管布設替工事	300万円以上